

平成30年度新製品開発による多摩産材普及事業 Q&A

○事業への申請について

Q 1. 支援の対象者について教えてください。

A 1. 支援の対象事業を自らの費用負担で実施が可能な者で、以下のいずれかの要件を備えた者となります。

- (1) 都内に本社がある
- (2) 都内に本社以外の主たる事務所がある

Q 2. 主たる事務所について教えてください。

A 2. 申請及び補助金の受取に関して、その事務所が単独で行えることとなります。なお、事業の実施は必ずしも主たる事務所である必要はありません。

Q 3. 平成29年度に申請しましたが、平成30年度も申請可能ですか。

A 3. 平成29年度に申請し、非選定となった方は申請可能です。また、平成29年度に選定された方については、平成29年度と異なる事業であれば申請可能です。

○補助対象経費について

Q 4. 補助対象経費について教えてください。

A 4. 補助対象経費については、こちらを御確認ください。

なお、経費については、事業実施に必要な最小限の経費とします。

Q 5. 自社の社員の技術者給や自社や子会社で行った試験等の費用は補助対象経費となりますか。

A 5. いわゆる自社利益相当分は補助対象経費とはなりません。自社の社員の技術者給を補助対象経費として計上する場合は、勤務表等を作成する必要があります。申請の際にご相談ください。

Q 6. 展示会や交通費も補助対象経費になりますか。

A 6. 今回開発される製品をPRするための展示会の場合、支援の対象となります。また、製品開発にかかる出張や会議等の交通費は対象となりますが、消費税を除いた額を計上してください。

Q 7. 開発に際して試験が失敗した場合、当該試験に要した経費は補助対象となりますか。また、購入した試験材料が余った場合、購入経費は補助対象になりますか。

A 7. 年度内に製品が完成すれば該当試験も支援の対象となります。また、事業完了後の検査において、開発に必要な経費と認められれば補助対象となります。

○補助対象事業について

Q 8. どのような事業が支援の対象となりますか。

A 8. 以下の要件すべてに該当する事業が支援の対象となります。

- (1) 多摩産材を利用した魅力的な製品開発であること。
- (2) 開発製品の商品化が確実であること。
- (3) 当該年度において製品開発の実施・完了が確実であること。

ただし、以下のいずれかに該当するものは支援の対象事業としません。

- (1) 他の公的な補助金や助成金を受けている、又は受ける見込みにあるもの
- (2) 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの

Q 9. 一申請者から複数の製品を申請することは可能ですか。

A 9. 可能です。ただし、一申請者につき申請は1つまでとし、補助金上限額は500万円までとなります。

Q 10. 年度を跨ぐ事業でも申請は可能ですか。

A 10. 単年度内に完了しない事業は対象外です。

○開発する製品について

Q 11. 多摩産材の利用量に条件はありますか。

A 11. 開発する製品によって木材の利用量が異なるため、多摩産材の利用量に条件はありません。ただし、事業実施以降3年間は多摩産材の利用量について目標設定及び実績報告が必須となります。

Q 12. 多摩産材の利用量が設定した目標に達しない場合について教えてください。

A 12. 単年度で目標の50%未満である場合には、改善策を講じるように指導します。

Q 13. 多摩産材はどこで調達が可能ですか。

A 13. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

HP：<http://tamamori.jp/tamasanzai-info/index.php>

Q 14. 補助対象者に選定されれば、事業の着手が可能ですか。

A 14. 選定された後実施事業が補助対象事業となるには、交付申請書を提出していただき、交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着手された事業は補助対象外となります。

Q 15. 申請すれば必ず補助金がもらえますか。

A 15. 必ずしも支援の対象になるとは限りません。外部の学識経験者を交えた審査委員会にて予算の範囲内で補助対象者を選定します。

○審査について

Q 16. 選定方法について教えてください。

A 1 6. 申請書類及びプレゼンテーションを基に採点を行い、合計点の高いものから、予算の範囲内で順次選定します。

Q 1 7. プレゼンテーションについて教えてください。

A 1 7. プレゼンテーションは、一申請あたり10分程度とし、説明方法は自由とします。プレゼンテーション終了後、質疑応答を行います。

なお、申請者数によってプレゼンテーションの時間は増減する可能性があります。

Q 1 8. 審査の基準について教えてください。

A 1 8. 選定にあたっては以下の観点から優先順位を設定します。

- (1) 開発製品は意匠性が高いか
- (2) 開発製品は独創性、新規性が認められるか
- (3) 開発製品のセールスポイントが明確であるか
- (4) 一過性ではなく、継続して販売できる製品であるか
- (5) 市場規模が大きい又は売れることが期待される製品であるか
- (6) 製品開発後に実施する、多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）が優れているか

OPR活動について

Q 1 9. 多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）とは何ですか。

A 1 9. 申請者が事業実施翌年度以降、3年間どのように多摩産材の認知度を高めるか、木の良さや木材利用意義等を実施していくかを明記し、対外的に公表していただきます。取組内容に定めはありませんので、自由に策定してください。

なお、3年間の実施と実績報告が必須となります。

Q 2 0. 開発製品の販売促進活動、多摩産材の認知度向上及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）の費用は補助金の対象となりますか。

A 2 0. 事業実施年度における費用は補助金の対象となりますが、事業実施の翌年度以降の費用は自己負担となります。